

平成24年度統計法施行状況審議整理票(案)

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
財政・金融における統計の整備 （第1WG）	第2－2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) 財政統計の整備 ◇ 本文には、国際的な比較可能性を有する財政統計の作成・整備のために四半期や月次の財政統計整備をSNAの四半期推計の課題と併せて検討することを記述 ◇ 別表には、①政府財政統計の推計及び公表、②資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目についての推計及び公表、③中央政府の項目についてCOFOG（政府支出の機能分類）の2桁に分類し、地方政府の対応がとれない項目を推計方法を検討してCOFOG 2桁での政府支出推計を行うことについて記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 平成23年12月～翌年1月にかけて公表された平成17年基準改定結果により、政府財政統計の主要項目の推計及び公表、COFOG分類による政府支出の公表が行われ、「実施済」の自己評価。 ○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目については、平成25年度末までに対応可能な範囲及び試算値を整理することとしている（「実施予定」の自己評価。）。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 平成17年基準改定の公表により、実施済は妥当と平成23年施行状況審議で整理済。資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目は内閣府において平成25年度内に一定の対応が可能としていることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。 ○ 一方、財政統計については、国際的な観点からは、発生主義に基づく四半期財政統計の整備が重要であるため、次期基本計画において新たな課題として更なる取組の充実発展を図るべき。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ G20データギャップ・イニシアティブにおいて、平成20年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の原因となりうるリスクを特定するために必要なデータ整備を行うこととされたことを受け、IMFが新たな経済・金融統計の公表基準であるSDDSプラスへの参加を各国に呼びかけている。今後、平成31年末が参加期限とされているSDDSプラスへの参加を目指し、次期基本計画期間内に必要なデータ整備のための検討を進める必要がある。 ＜基本的な考え方＞ ① 関係府省協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応の検討を進める。 ② 上記の一環として、関係府省が協力して、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。
備考（留意点）	